

春日井市告示第157号

令和8年度及び令和9年度に春日井市が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和7年11月26日

春日井市長 石 黒 直 樹

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあっては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (3) 建設工事にあっては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が令和6年7月1日から令和7年6月30日までのもの（決算期の変更等により審査基準日がこの期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、隨時受付は、申請日の直前に受けたものであって、かつ、申請日から遡って1年7か月以内の日を審査基準日とするもの）を受けていない者
- (4) 建築設計にあっては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあっては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者

- (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- (6) 国税、愛知県税及び春日井市税のうち、春日井市が指定するものが未納である者
- (7) 建設工事にあっては、次に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (8) 「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者
- (9) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者

2 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和8年1月5日（月）から同年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 隨時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年1月31日（月）まで（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS／EC）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(3) 別送書類

(2)による申請後、入札参加資格審査申請要領に定める書類を、別送書類として提出すること。

(4) 別送書類の提出期限

ア 定時受付

(2)により送信した日から7日以内必着（最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着）とする。

イ 隨時受付

(2)により送信した日から7日以内必着とする。

なお、提出期限が日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間に当たる場合は、その翌日以降の最初の平日までに必着とする。

(5) 別送書類の提出先

郵便番号486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課 庶務担当

(6) 申請する営業所

申請は、建設工事にあっては建設業法上の主たる営業所で、設計・測量・建設コンサルタント等業務にあっては本店（本社）で行うこと。

なお、建設工事にあっては、契約を締結する営業所において、建設業法第3条第1項に規定する営業所としての設置の許可及びその営業所として申請する業種の許可があること。

3 入札参加資格審査業種

建設工事は別表1、設計・測量・建設コンサルタント等業務は別表2のとお

りとする。

4 入札参加資格審査

入札参加資格審査申請の内容を確認し、入札参加資格の審査を行う。

なお、建設工事にあっては、競争入札に参加できる者を、別表1の入札参加資格審査業種のうち希望する業種ごとに、建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の通知に基づき評価する場合がある。

5 結果通知

資格審査の結果については、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により通知する。

6 入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付にあっては、令和8年4月1日）から令和10年3月31日まで有効とする。ただし、令和10年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年度以降に令和10年度及び令和11年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請を行う必要がある。

7 変更等の届出

2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、入札参加資格審査申請要領に定めるところにより市長に届け出なければならない。

8 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又は3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札

代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかにより競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 建設工事にあっては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (9) 建設工事にあっては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7か月を経過することとなった者
- (10) 建築設計にあっては建築士法の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあっては測量法の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- (11) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者

(12) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者

9 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく会社更生手続開始決定を受けたもの又は民事再生法に基づく民事再生手続開始決定を受けたものは、再度の入札参加資格審査の申請を行い、審査を受ける必要がある。

10 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

11 その他

- (1) 市長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 令和8年度及び令和9年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。

別表 1

入札参加資格審査業種（建設工事）

| | 業種 | 略号 | | 業種 | 略号 | | 業種 | 略号 |
|----|-----------------|----|----|-----------|----|----|---------|----|
| 1 | 土木工事業 | 土 | 11 | 鋼構造物工事業 | 鋼 | 21 | 熱絶縁工事業 | 絶 |
| 2 | 建築工事業 | 建 | 12 | 鉄筋工事業 | 筋 | 22 | 電気通信工事業 | 通 |
| 3 | 大工工事業 | 大 | 13 | 舗装工事業 | 舗 | 23 | 造園工事業 | 園 |
| 4 | 左官工事業 | 左 | 14 | しゅんせつ工事業 | しゅ | 24 | さく井工事業 | 井 |
| 5 | とび・土工工事業 | と | 15 | 板金工事業 | 板 | 25 | 建具工事業 | 具 |
| 6 | 石工事業 | 石 | 16 | ガラス工事業 | ガ | 26 | 水道施設工事業 | 水 |
| 7 | 屋根工事業 | 屋 | 17 | 塗装工事業 | 塗 | 27 | 消防施設工事業 | 消 |
| 8 | 電気工事業 | 電 | 18 | 防水工事業 | 防 | 28 | 清掃施設工事業 | 清 |
| 9 | 管工事業 | 管 | 19 | 内装仕上工事業 | 内 | 29 | 解体工事業 | 解 |
| 10 | タイル・れんが・ブロック工事業 | タ | 20 | 機械器具設置工事業 | 機 | | | |

別表2

入札参加資格審査業種（設計・測量・建設コンサルタント等業務）

| 部門 | 申請業種 | 業務内容 |
|-----------|----------------|--|
| 設計 | 1 建築設計 | 建築一般 |
| | 2 設備設計 | 設備一般 |
| 測量 | 3 一般測量 | 測量一般、地図の調製 |
| | 4 航空写真測量 | 航空測量 |
| 建設コンサルタント | 5 河川、砂防及び海岸・海洋 | 治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理 |
| | 6 港湾及び空港 | 港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は湾岸若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理 |
| | 7 道路 | 道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理 |
| | 8 上水道及び工業用水道 | 上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理 |
| | 9 下水道 | 下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理 |
| | 10 農業土木 | かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| | 11 森林土木 | 治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| | 12 水産土木 | 漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理 |

| | | |
|-------------------|----------------|--|
| | 13 造園 | 公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理 |
| | 14 都市計画及び地方計画 | 都市計画若しくは地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| | 15 土質及び基礎 | 土質に関する調査、企画、立案、若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| | 16 鋼構造及びコンクリート | 鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| | 17 建設環境 | 自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理 |
| 調査地質 | 18 地質調査 | 地質調査 |
| タント 補償 コンサル | 19 土地調査 | 土地調査 |
| | 20 土地評価 | 土地評価、不動産鑑定 |
| | 21 物件調査 | 物件、機械工作物、営業・特殊補償、補償関連 |
| | 22 事業損失 | 事業損失 |